広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話91番

農業構造改善事業始まる

柑橘、畜産など主産地形成に

昨年農業基本法が生まれ、日本の農業の三大欠点である。「非常に小さい百姓」「能率の上がらない農作業」「儲けの少ない農業」の仕組を改善して農村の人も都会の人並に生活できるようにすることを国が責任を持ってすることを法律で定めたのでありますが、その後そのような事柄をどのように実行するかと大きな期待をもって見守っておりました処、愈々今年から「農業構造改善事業」ということれまでになかった大きな仕事をすることになりました。以下農業構造改善事業の概略を紹介します。

構造改善事業の形は新農村建設事業を大型にしたようなものである

皆さんも御承知のように「新農山漁村建設事業」という事業を日本全国に昭和三十年から始めて、今年一巡することになりますが、伊方町でも三見の柑橘の共同防除施設や、大浜、町見の両柑橘組合及び伊方農協の作業場を建てたことは御承知の通りです。

今度もそれと同じような適地適産の主旨で大型の町造り事業をすることになりました。これを主産地形成ともいっておりますが要するに土地に適当する作物や畜産を選択し、然る同じやるなら規模の大きなものにする構想です。

即ち果樹ならその町全体を対象にして段々畑を果園にぬりつぶす位にやるし、豚の産地にするならなるべく多くの農家が多頭飼育をするという位にして、「大型で」「能率的で」「数で儲ける」ように農業の仕組を変えて行くことであります。

それに必要な設備の費用も前は一千万円の枠で四百万円位の補助でしたが今度は一億一千万円で、四千五百万円の補助という実に一倍の大きな事業でするとになりました。

事業実施は十年計画で

今年は事業開始の年でありますがこの事業は全国約三一〇〇の市町村を七年間に指定し十年間に完了する計画でありますから今年から毎年四〇〇乃至五〇〇の市町村の割合で昭和四十二年までに指定をすまし昭和四十五年までに事業を完了することになります。

本県の場合は三十七年度に一〇ケ市町村位が指定を受け、四ケ市町村位が事業を始めることになる予定です。

事業は作目に合つたものを選択して進める

事業は、畜産、果樹、そさい養蚕、穀類、その他その土地に合った種目を選んで、その地域が生産地となるように、例えば果樹なら農道、索道、畑地かんがい、防風林、共同集出荷場、共同防除施設貯水槽等の事業を行い、畜産では共同畜舎、家畜管理所飼料調整施設、家畜の集荷所等を設ける等の事業を行うことになります。

事業の費用はどのようになつているか

総事業費は一市町村当り一億一千万円、その内

補助金 四千五百万円
融通資金 四千六百万円

地元負担 一千九百万円

以上のような割合ですが融通資金は五分五厘の安い利子です。

そしてこの事業は三年間に分けてすることになります。

果樹や畜産を選んで産地にするにはどうなるか

どの作目を選ぶにも政府が一応基準を示して居りますが柑橘、養豚を例にとりますと、

一、柑橘 約七千二百万円

内訳は

1、樹園地造成、農道、索道、畑地かんがいに約三千二百万円
2、集荷所、定置配管施設、貯蔵庫等の共同施設約二千八百万円
3、果樹、植栽、防風林等の個人施設一千二百万円

二、養豚 約四千三百万円

内訳は

1、共同畜舎、飼料調整機械施設集出荷所等共同施設二千二百万円
2、家畜の買入、畜舎等個人施設二千二百万円となっています。

産地を作る場合の基準はどうなっているか

どの作物も産地を作るには先づまとまった数量が必要なことはいうまでもありませんが、国全体では主産地形成を

畜産 一、五〇〇ケ所
果樹 四九〇ケ所
そさい 四〇〇ケ所
養蚕 三九八ケ所
米 一、六二七ケ所
その他 一、二七七ケ所

合計五、六九二種の産地となり一市町村平均二種類の産地となります。

この条件を同様柑橘、畜産を例にすれば次の通りです。

1、柑橘

年平均気温摂氏一五度以上一つの集団が一〇町歩以上で構成されその合計が七〇町歩以上

2、畜産

豚、飼養頭数八〇〇頭以上、二割以上の農家が飼養して常時飼養家が飼養して常時二、六〇〇頭以上、鶏では四万五千羽常時飼育となっています。

牛では七〇〇頭、四割以上の農家で常時三、〇〇〇頭以上

但しこの数字は隣の町村と併せて差支えないことになっています。

以上簡単にあらましを述べましたが、本町では柑橘は既に畑全体七〇〇町歩の内三〇〇町歩に達しており、三年前から作業場等の事業を一部実施しておりますから柑橘を主体に産地形成を仕上げるには絶好の機会といわなければなりません。殊に農道は殆んど出来て居りませんし病虫害防除その他人手不足を補う施設も未着手の状態であり畜産等は殆んど手をつけて居りませんので一日も早く事業を始めて、もっと楽に儲かる百姓にせねばなりません。そこで伊方町では今年指定をうけて来年から事業を実施するよう作業をすすめるとともに必要な計画をねっています。然し前に述べましたように相当大きな事業であり負担もかかることですから、皆さんの賛意と全面的な協力がなければとうてい出来ないことです。この事業もようやく如めたばかりで、これから定める問題が沢山あります。具体的な段階に入れば部落集会などを通じ御協議いただくと共に、事業の推進にあたることにし、この事業の紹介をおわります。

三十六年建設事業

港湾整備など 三、四〇〇万円

一、港湾整備事業

㈠伊方港局部改良事業

事業費 六百万円

この事業は昭和三十四年度より継続事業で物揚場の新設を行っているもので三十六年度においては基礎ブロック六十八個の据付と上部工の一部が完成され三十七度には一期分の工事が完了するもので完成後は五〇〇トン級の船舶が横付け出来荷役の増強が期待されます。又背面には一九坪の用地が造成されることになります。

㈡伊方港地盤変動対策事業

事業費 五百六十七万円

仁田ノ浜海岸は波浪に対し護岸の天端が低いため平均一一・五米の嵩上げをコンクリート工法によって施行し三十六年で全海岸線が整備完了することになります。

二、漁港整備事業

㈠大成漁港局部改良事業

事業費 五百十万円

大成漁港の海岸は瀬戸内海の潮流と波浪のえいきょうにより移動がはげしく漂砂は漁港内に堆積し漁船の出入、けい船に支障があるため、港内を一米堀り下げると同時に漂砂の漁港内流入防止対策として現在の防波堤の中辺に延長二米の防砂堤を築造するものです。

㈡九町漁港局部改良事業

事業費 五百四十万円

三崎半島を航海する沿岸航路と九、四連絡の定期船の寄港である九町漁港は、けい船設備がないため、はしけにより乗降客や荷物の積卸しを行っている現状でありましたので、この不便を解消するため現在の突堤の内側に三・五米の物揚場を築造して船が横付けに出来るよう計画実施しているものです。

三、災害復旧事業（国庫負担事業）

この事業は公共土木施設に災害を受けた場合、主務大臣の現地の査定の結果国が費用の一部を負担（補助）することが適当と認められた工事をいいます。

復旧にあたっては国の予算の都合上と経済効果の問題などにより災害のあった年度に工事が出来ない場合もありますが昭和三十六年事業は次の通りです。

年災	工種	数量	工事費	施行場所
34災	護岸根固	20.0m	110,000円	伊方町川永田
34災36災	臨港道路復旧	84.0m	3,300,000	豊ノ浦
34災36災	防潮堤復旧	42.0m	2,300,000	九町
34災36災	〃	92.0m	6,300,000	九町
36災	防波堤復旧	82.5m	1,090,000	九町
36災	〃	48.5m	160,000	二見
34災	〃	32.5m	330,000	二見
36災	護岸根固	71.0m	745,000	仁田浜

四、県単事業（県費補助を受けて行う工事）

県費補助を受けて行う工事は次のとおりです。

1、漁港

九町漁港修築事業 五十万円
伊方越漁港修築事業 四十万円

2、道路

町道加周、古屋敷線道路改良事業 七十五万円
町道川永田、白子谷線道路改良事業 五十万円
町道伊方、宮内線道路補装工事 八十万円

国保被保険者のみなさん

深夜の往診料は普通料金の三倍

急病人のほかは昼間のうちに

私達が病気になった時には、自分でお医者さんへ行って治療を受けるのが普通ですが、中には病気が重くておられる方や、お医者さんへ来てもらわねばならないことがあります。

この場合には、薬代や注射代のほかに往診料を支払わなければなりません。往診料はお医者さんからの距離や来てもらった時によってつぎのように料金が違って来ます。

往診料は片道二キロメートルまでは一六七円で、二キロメートルを超えた場合は、二キロメートルまはその端数を増すごとに七一円が加算されます。これは昼間の料金で、夜間はこれの倍額、深夜（午後十時から午前六時まで）は三倍となります。

つぎの表を見て下さい。

お医者さんから㈠までは二キロ
㈠から㈡までも二キロ、お医者さんから㈡までは四キロです。

病院○……(二キロ)……㈠……(二キロ)……㈡……(四キロ)……○㈢

㈠が往診をたのむと、つぎの料金が入ります。

昼間 一六七円
夜間 三三四円
深夜 五〇一円

㈡が往診をたのむとつぎのとおりです。

昼間 二三八円
夜間 四七六円
深夜 七一四円

お医者さんが㈠を往診し引続いて㈡を往診するときには、距離の起点は㈠となりますので㈡の往診料は㈠と同じく昼間一六七円、夜間三三四円、深夜五〇一円となります。

以上の料金は普通の場合の往診料ですが、難路、暴風雨又は暴風雪時の往診料は、このほかに加算料金が入りますし、いずれの往診にも患者だけが負担しなければならない車賃が加算されます。

お医者さんからの請求書によりますと夜間の往診が非常に多いようですが、昼と夜では料金が違うし、夜間の往診はお医者さんにも大変迷惑なことだろうと考えられますので、夜間急病人の場合は別として、昼間から判っているものについては出来るだけ、昼の間に往診をたのむようにいたしましょう。

戦地加算復活の

軍人恩給請求を早く

戦地加算復活に伴う伊方町の恩給該当予定者は約二百柏名です、その内既提出書の提出があった人は百六拾五名、四拾五名の方がまだ未提出となっております。

自分は恩給該当者であると思っていても諸定の手続をされず恩給権利者になれませんので早く提出して戴いたらよう御知らせします

最近の資料によると援護対象者業務処理態勢は愛媛県が全国一位にあり、厚生省においては、今のところ全国的に他県の進達がおそいため、いわば手すきの状況にあり早く提出したのは早く内容審査をすませ恩給局へ進達手続きをする様子でありますので他県へ出稼にいている人も、本籍地からの請求となっていますので左記のことを参考にして早く提出してください

㊀県より該当予定者であるとの通知のあった方又は自分で加算計算をし恩給該当者と思われる方は履歴申立書を役場へ出して下さい。

㊁死亡者及び明治年代生れの者、並びに傷病受給関係者の恩給請求手続は本年三月末までに

㊂大正二年から六年までの出生者の方の請求手続は本年四月一日以降昭和三十八年度中に請求手続をするよう町で進達目標を定めています。

㊃大正七年以降の出生者は昭和三十八年度中に請求手続をするように

二月下旬 三月中旬の 農作業について

一、米、麦の処方箋

①早期水稲の苗代は下旬より、三月上旬に整地し次の肥料を施す。坪当り油粕七〇匁硫安三〇匁過石三〇匁の割合に配合して全面撒布して土と混ぜて置くこと。

②三月の中旬に種子消毒を行ひ三月二十日迄に播種をする時は例年より二週間程度早くすることが安全多收の第一要件

③麦の管理について

二月下旬に最後の追肥実施し三月中旬に最後の土入れを二乃至三回程度として稈力多く土入れ、麦が倒れるほどされるのとは最大の効果がある。

二、柑橘関係について

1、春のガス燃焼

外気温摂氏十度以上の晴天無風日が最良である。摂氏十七度以下の場合は中止する。摂氏十七度より十八度で燃焼時間三〇分標準で五分短縮、二二度より二三度以上の場合は燃量二乃至三割増する。雑草は気温一四より一五度位の低温時には温州より二割程度燃量を増加する。

春燃焼はヤノネ、コナジラミの害虫には効くがその他の害虫は死にない。赤ダニ発生の場合はネオサンシラン千倍液で駆除後七日位経過してからとが肝要です。

2、土壌管理について

今期中に樹間へ一尺五寸角で深さ三尺程度のタコツボを掘り穴中へ、溶成燐肥一穴へ二〇〇匁苛土石灰一〇〇匁位の割で混投撒用して土中へ空気の補給と磷酸の効率を増すべくかず多く多孔式タコツボを全国実施奨励む

3、施肥は全面撒布、但し根が地表へ浮き上り中耕困難な園は先の多孔式タコツボ施用にするとよい

、枯枝が今年は非常に多いから三月剪定と併せて枯枝を完全に除去すること

5、三月遅成改植の柑橘

柑橘の遅成改植に当っては、出来る限り高と自然気象関係、三月前後と自然の種の決定は三月と考へられる。

夏柑の苗は三月は標高一〇〇米以下で耕作、肥沃なる処ミカンは地下水二、三以内以外は全域に適す。参考に標高を示し、改植適地は、したい。黒島三角点、二二一米、中ノ岳三角点三六六米、ムロノ上（学校上）三角点二二四米、豊ノ浦（学校上）三角点二三八米マ、ウエブ四二〇米、大浜城の、中ノ浜入家の項点は一〇〇米、石水（中ノ浜）一八〇米河内試験地点一〇〇米中浦寺ノ道路地点一三〇米有寿木小学地点一〇〇米九町越地点一八〇米川永田岡山果樹試験地点一五〇米以上参考にして位置限界線以上の夏柑は普通温州に接木切換えが望ましい。今後の見通しとしては普通温州が一番有望早生は生産過剰見込である。

三、畜産関係について

1、豚の飼料供与上の注意点

(イ)消化吸収の容易な飼料の供与

(ロ)配合飼料のカビ等のない新鮮なもの

◉肉豚の肥育と仕上げ

㊀肉豚仕上げ時期……生後五ケ月位より始める

㊁飼料……生麩、醗酵粕、油粕類魚粉、鮮粕、質の悪い魚粉を飼料の三〇%以上与へると質豚となる。之等は飼料の一〇%とする。

㊂麦甘藷澱粉粕等の良質の脂肪肉質を作る飼料を与へ肉質を良すへる事が最も大切である（飼料園の確保が望ましい）

2、養豚……産肉養豚はA級又はB級の種豚月の産を年三乃至四三回に分け計画的飼養として行く年中同一産調をする。

㊃改良普及員　篠川伊勢由

充実した児童施設に

二見、豊ノ浦保育所

亀浦の伊方町は、農業、漁業の世帯が殆んどであり、乳児をかかえた世帯も膝の出た老人も、学校の生徒の退校後の急増も病人でない限り、仕事に明け、仕事に暮れる毎日であります。特に田植とか宇刈り、麦刈りなどの農繁期になると主婦は日の出前から、夜は遅くまで農村に専念して時間的にも、気持の上にも育児や家事のことをかえりみる余裕がないような実状であって、自然児童は放任されるということになっております。

町としてこのような好ましくない状態を早く改善し、児童が必ずしも健やかに育成されるよう保育所の新設状況に配慮しております。昭和三十六年度には二見保育所（前田）豊ノ浦保育所（豊ノ浦）の二ケ所をそれぞれ六月から手許が見えなくなる